

農業集落排水処理施設使用料について

回 覧

みなさんの家庭の宅内排水設備工事が完了し、排水施設の使用を開始すると、農業集落排水処理施設使用料（以下「使用料」と表記します。）をお支払いいただきます。

使用料は、排水施設を良好な状態に保つため、処理場の運転経費や汚泥の処分費、排水管の清掃・修理費など、維持管理費用にあてられます。

1か月分の使用料

使用料の額は、基本料金と人員割料金の合計額です。

使用区分	使用料の月額(消費税込み)	
	基本料金	人員割料金
一般住宅	1世帯当たり 2,640円	世帯員1人当たり 550円
店舗、店舗兼住宅 及び事務所兼住宅	1店舗又は1世帯当たり 3,300円	世帯員又は換算処理人員1人当たり 550円
団体及び事業所	1団体又は1事業所当たり 4,950円	換算処理人員1人当たり 550円
旅館及びホテル	1施設当たり 11,000円	換算処理人員1人当たり 550円

(備考) 換算処理人員とは、申告に基づく排水処理対象人員又は面積、業務形態に応じて市長が別に定める調整率を乗じて得た人員をいいます。

使用料のお支払い

使用料は『2か月分』を口座振替、または納付書にてお支払いいただきます。口座振替は、請求月の26日（土・日・祝祭日の場合は翌営業日）、納付書の納期限は月末となります。

計算例 一般住宅（5人家族の場合：税込）

基本料金	2,640円	
人数割料金	2,750円	(550円×5人)
計	5,390円	(うち消費税 490円)

2か月分の使用料 $5,390円 \times 2か月 = 10,780円$ （うち消費税980円）

使用開始・休止した月の使用料

- 使用日数が1～15日まで 半月分（（基本料金＋人員割料金）×0.5か月分）
- 使用日数が16日以上 1か月分（（基本料金＋人員割料金）×1か月分）

※日割計算にはなりませんのでご注意ください。

■使用開始日によっては、初回のご請求が2.5か月分や3か月分になる場合があります。

世帯員数の変更

●住民異動を行う場合

人員割料金の世帯員数は、4月1日現在における住民基本台帳に基づき認定されています。その後、転入や転出、転居や出生、死亡により世帯員数が変更となった場合は、住民票異動届の提出があれば人数変更の届出は不要で、人数割料金は変更となります。

●住民異動を行わない場合

進学や入院などで、住民基本台帳と実際にお住まいの住所が異なる場合は、『農業集落排水処理施設使用変更受付票』と併せて、以下の添付資料の提出が必要となります。提出がない場合は、住民基本台帳どおりの世帯員数に基づいた人数割料金となります。

1. 大学修学等

添付資料 在学証明書(写)、学生証明書(写)、学生証(写)、入寮証明書(写)等

2. 入院等（長期にわたり入院が見込まれる場合）

添付資料 入院証明書(写)、病院等の直近の領収書(写)等

3. 転勤等

添付資料 在籍証明書(写)、または勤務地証明書(写)（会社の任意様式）、アパート契約書(写)、契約者と居住地明記の電気・水道等公共料金の直近の領収書(写)

※変更届が使用料に反映されるのは、提出の翌月からとなります。

お問い合わせ

水道お客さまセンター

〒962-8601 須賀川市八幡町135（須賀川市役所1階）

TEL：0248-63-7111（平日 8：30～17：15）